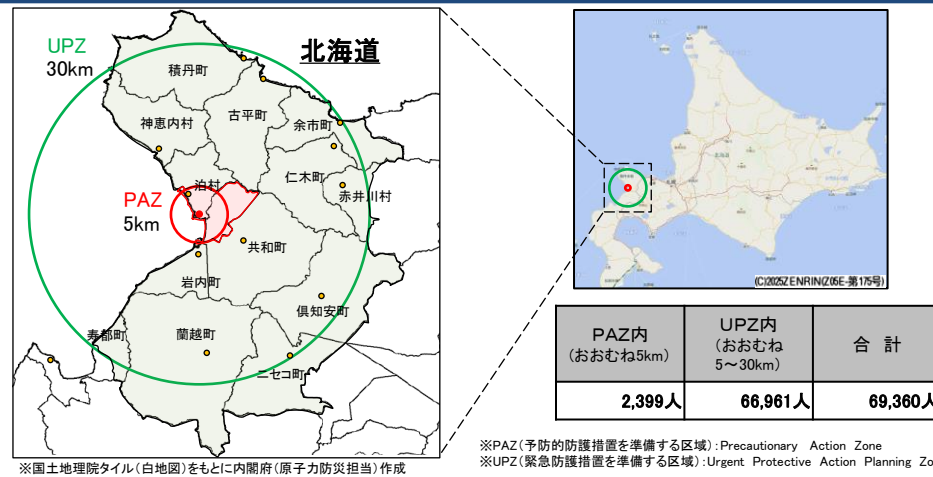


資料2 泊地域の緊急時対応（概要版）①原子力災害対策重点区域・広域避難先

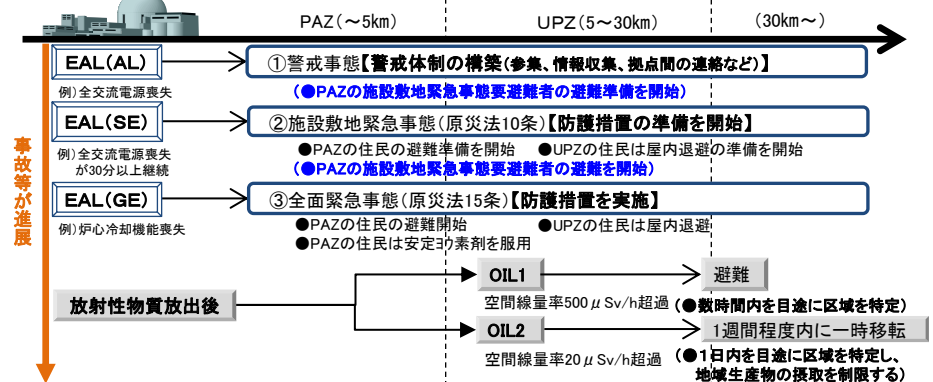
1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域（おおむね半径30kmの範囲）の人口は69,360人（令和7年4月現在）。
- PAZ内の人口は泊村1,158人、共和町1,241人。
- UPZ内の人口は関係13町村66,961人。



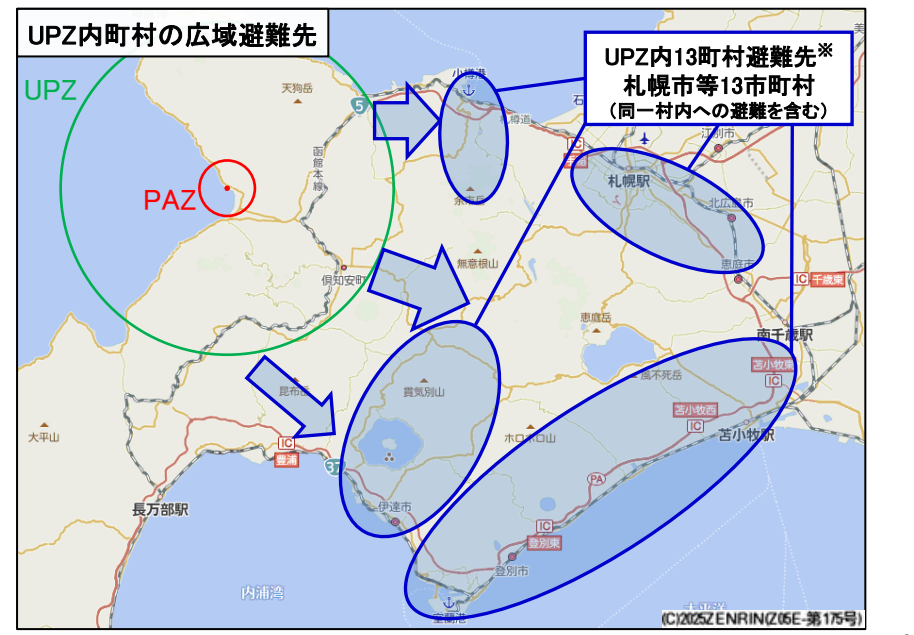
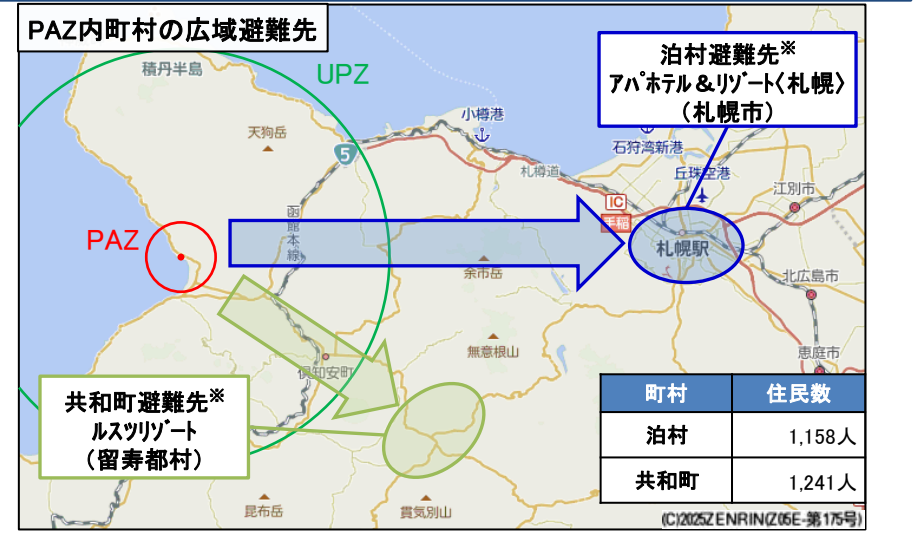
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村ごとに避難先までの避難経路を複数設定。



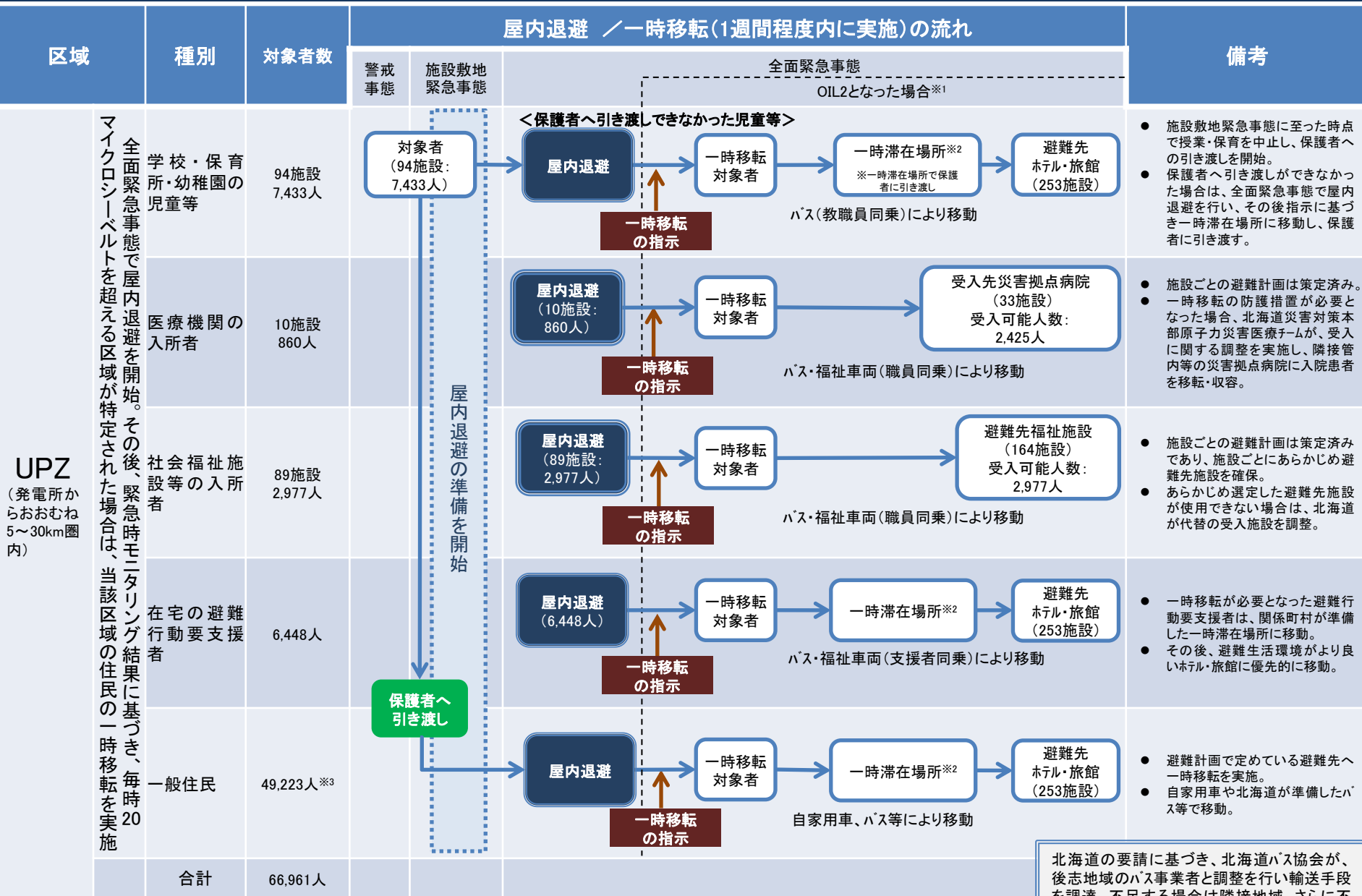
※ 不測の事態により避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保。

泊地域の緊急時対応(概要版) ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域		種別	対象者数 (支援者等 数)	避難等の流れ			備考
				警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所 からおお むね 5km 圏内)	施設敷地緊急事態要避難者等は避難開始	学校・保育所・幼稚園の児童等	泊村 105人 (37人) 共和町 144人 (32人) 合計 249人 (69人)	施設敷地緊急事態要避難者等の 避難準備を開始	対象者 泊村 (3施設:105人) 共和町 (3施設:144人) 合計6施設 バス5台により避難 バス6台により避難 ＜泊村の場合＞ 一時滞在所 札幌市南区体育館 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> ＜共和町の場合＞ 避難先(兼 一時滞在所) ルスツリゾート	泊村の学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在所:札幌市南区体育館に移動後、保護者に引き渡す。 共和町の学校・保育所・幼稚園の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難先(兼 一時滞在所):ルスツリゾートに移動後、保護者に引き渡す。	
		社会福祉施設の入所者等	泊村 100人 (49人) 共和町 (対象施設なし) 合計 100人 (49人)		対象者 泊村 (2施設:100人) 共和町 (対象施設なし) 合計2施設 ＜避難可能な者:100人＞ バス4台、福祉車両16台により避難 ＜避難の実施により健康リスクが高まる者＞ 自施設内(放射線防護対策施設) 社会福祉施設 (黒松内町内1施設) 放射線防護対策施設 (泊村内2施設)	施設の避難計画において、避難先施設を設定。 避難の実施により健康リスクが高まると判断される場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。	
		在宅の避難行動要支援者等	泊村 7人 (7人) 共和町 31人 (31人) 合計 38人 (38人)		対象者 泊村:7人 共和町:31人 ＜避難可能な者:36人＞ 支援者の自家用車等で移動(泊村3人) 集合場所 (泊村内10箇所) 支援者と共に徒歩、自家用車等で移動(泊村4人、共和町29人) 集合場所 (共和町内7箇所) ＜避難の実施により健康リスクが高まる者:2人＞ 放射線防護対策施設※1 泊村の場合:むつみ荘(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)、泊中学校 共和町の場合:共和町保健福祉センター、みのりの里共和 バス4台(泊村1台、共和町3台)により避難 ＜泊村の場合＞ 一時滞在所 札幌市南区体育館 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> ＜共和町の場合＞ 避難先(兼 一時滞在所) ルスツリゾート 福祉車両2台により移動 ※1 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	泊村の避難行動要支援者は、あらかじめ定めた一時滞在所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート<札幌>へ避難。 共和町の避難行動要支援者は、あらかじめ定めた避難先(兼 一時滞在所):ルスツリゾートへ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ輸送。	
	(原災法15条)で避難開始	一般住民	泊村 869人 共和町 1,035人 合計 1,904人		一般住民の 避難準備を開始 対象者 泊村:869人 共和町:1,035人 ＜自家用車で避難する者＞ 自家用車で移動 (507人) ＜泊村の場合＞ 一時滞在所 札幌市南区体育館 避難先 アパホテル& リゾート<札幌> ＜バスで避難する者＞ 集合場所 (泊村内10箇所) 集合場所 (共和町内7箇所) バス16台により避難 徒歩等で移動 (362人) 徒歩等で移動 (1,035人) バス30台により避難	泊村の住民は、自家用車又はバスにより、あらかじめ定めた一時滞在所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート<札幌>へ避難。 共和町の住民は、バスにより、あらかじめ定めた避難先(兼 一時滞在所):ルスツリゾートへ避難。 バスでの避難に必要なバスは、北海道が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に要請。	
		合計※2	2,291人 (156人)				

※2 合計は、支援者等を含むため、PAZ内人口とは異なる。

泊地域の緊急時対応(概要版) ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方



※1 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロメートルを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を受けた上で、一時滞在所において受付を行い、避難先のホテル・旅館等へ移動。

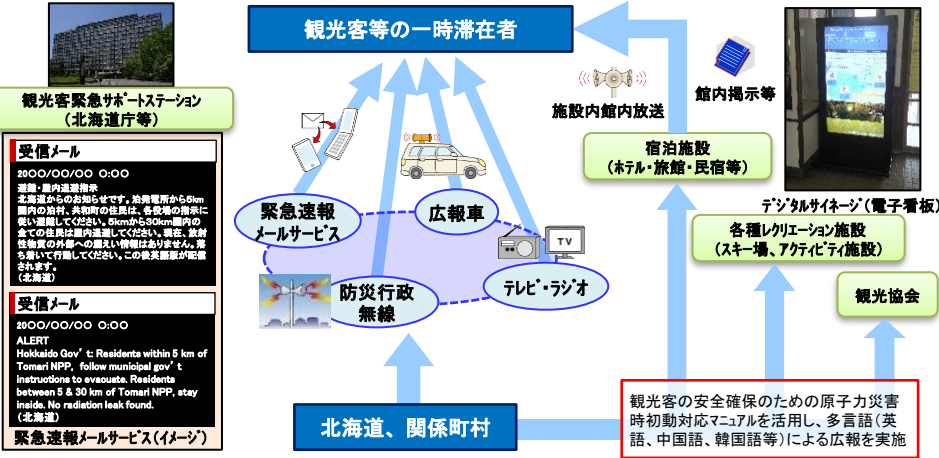
※2 共和町・赤井川村については、避難先施設が一時滞在所の機能を有する場合がある。

※3 一般住民の対象者数は、UPZ内人口から避難行動要支援者の数を引いた数字である。

泊地域の緊急時対応(概要版) ④泊地域の実状に応じた対策

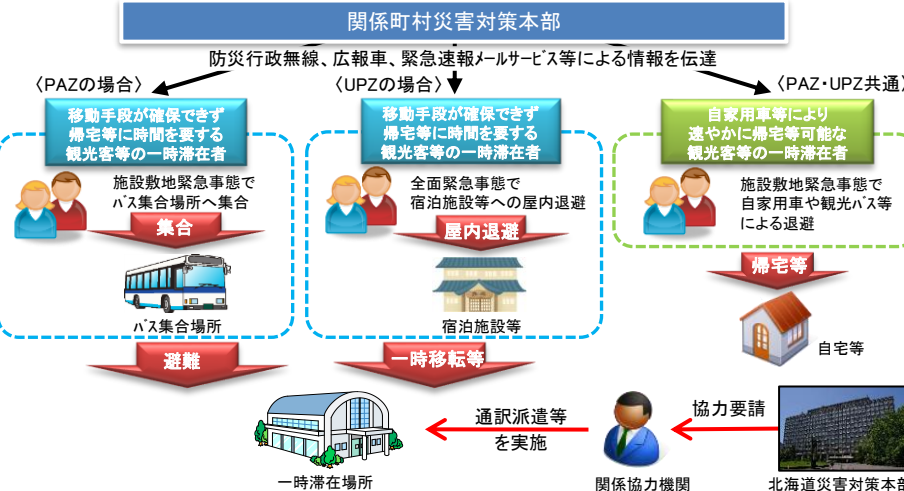
1. 観光客等の一時滞在者への情報伝達体制

- ▶ 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し、多言語により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設では、北海道が作成した「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」を活用し、多言語により一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 北海道は、北海道庁等に「観光客緊急サポートステーション」を開設し、帰宅・帰国支援を実施。



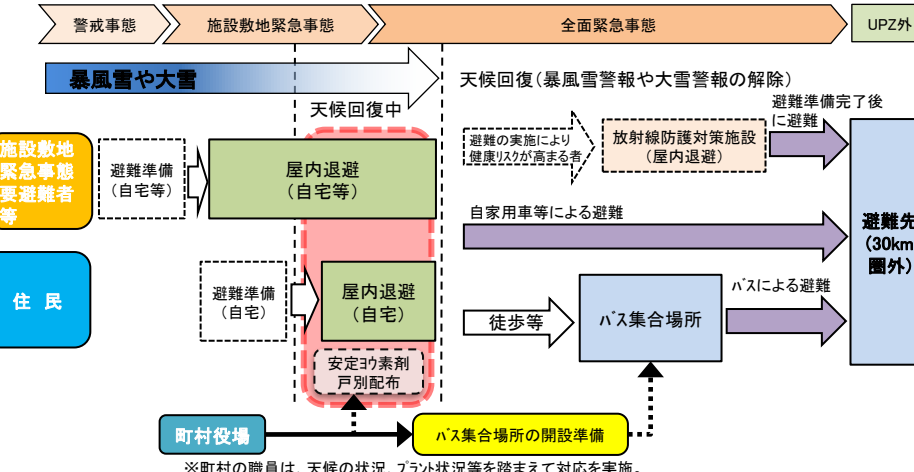
2. 観光客等の一時滞在者の防護措置

- ▶ 速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。
- ▶ 帰宅等に時間を要する観光客等の一時滞在者については、PAZ内では施設敷地緊急事態でバス集合場所からバス避難を実施。UPZ内では全面緊急事態で宿泊施設等での屋内退避を実施し、一時移転等が必要になった場合は、関係町村が準備した一時滞り場所へ移動。



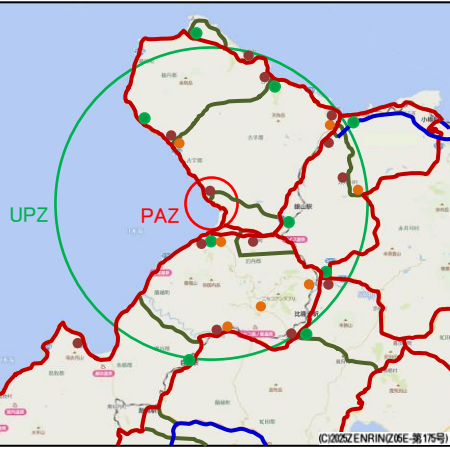
3. 暴風雪や大雪時における対応

- ▶ 暴風雪や大雪時(原則として暴風雪警報・特別警報または大雪警報・特別警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避するため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。
- ＜全面緊急事態で天候が回復した場合のPAZ内住民の防護措置＞



4. 降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

- ▶ 北海道は、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機械(例)

＜除雪機械の保有台数＞

重点区域13町村	うち、泊村及び共和町
801台	86台

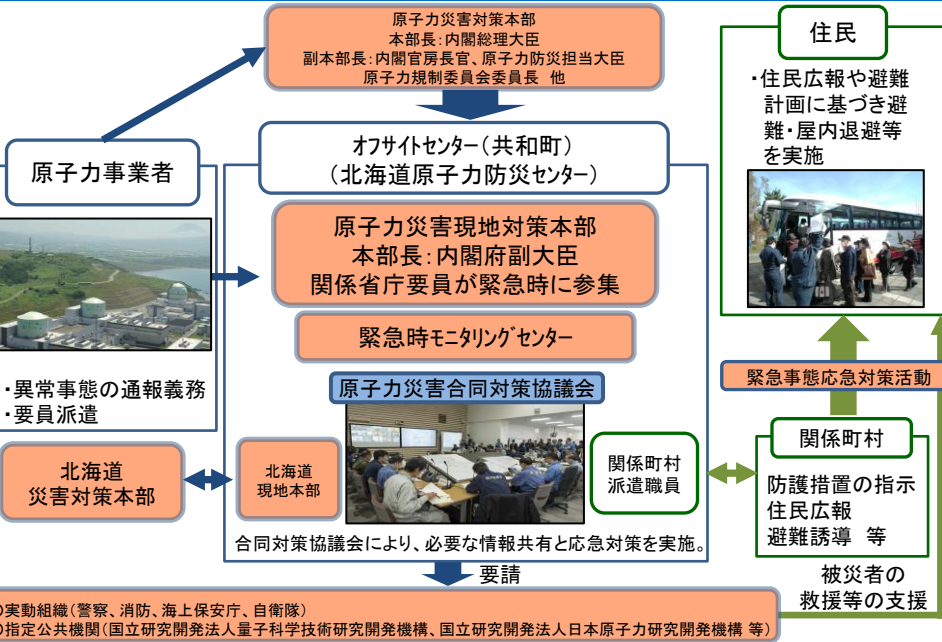
(凡例) 除雪活動拠点

- : 国(北海道開発局)
- : 北海道(後志総合振興局)
- : 関係町村

— 国道
— 道道、町村道
— 札幌自動車道、道央自動車道、後志自動車道

泊地域の緊急時対応(概要版) ⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制

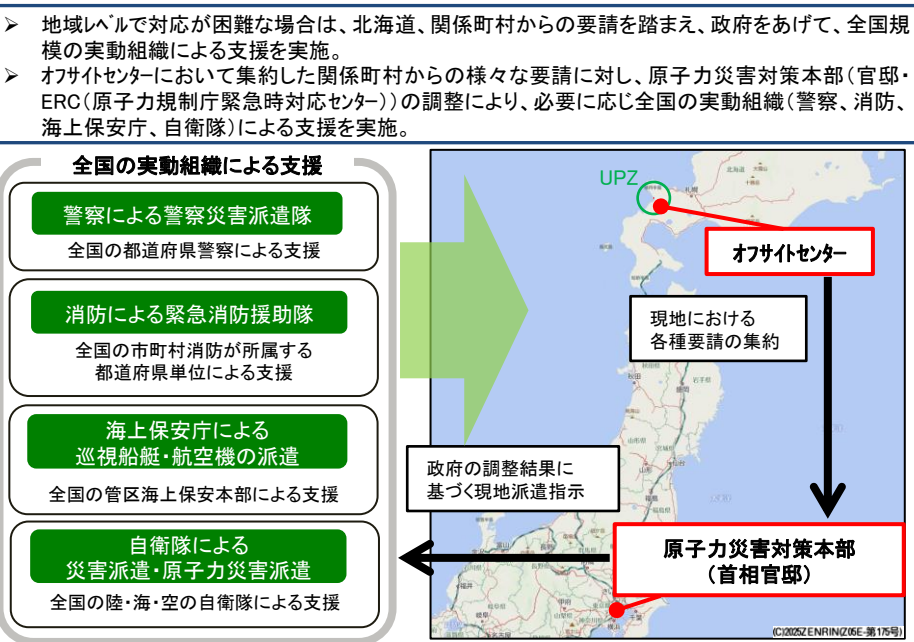


2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道は、インターネット上の偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、必要に応じて住民等が的確な情報を入手するための注意喚起を実施。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、無人航空機(ドローン)、有線放送(緊急告知放送)、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。



3. 実動組織の広域支援体制



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 北海道と関係町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。
- 警察組織
- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
 - ✓ 避難住民の誘導・交通規制
 - ✓ 避難指示の伝達
 - ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等
- 消防組織
- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
 - ✓ 傷病者の搬送
 - ✓ 避難指示の伝達
- 海上保安庁
- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
 - ✓ 緊急時モニタリング支援
 - ✓ 船舶等への避難指示の伝達
 - ✓ 海上における警戒活動
- 防衛省・自衛隊
- ✓ 緊急時モニタリング支援
 - ✓ 被害状況の把握
 - ✓ 避難の援助
 - ✓ 人員及び物資の緊急輸送
 - ✓ 緊急時の避難地域時検査及び簡易除染
 - ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業